

別表六（二）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が法第69条（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年改正前の法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「5」から「24」までの各欄は、令第141条の2第1号（国外所得金額）に掲げる国外源泉所得に係る所得の金額又は令和2年6月改正前の令（以下「令和2年旧令」といいます。）第155条の27の2第1号（連結国外所得金額）に掲げる国外源泉所得に係る所得の金額について記載します。この場合において、「5」から「24」までの各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「①のうち非課税所得分②」及び「③のうち非課税所得分④」の各欄は、令第142条第3項（控除限度額の計算）に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額（その内国法人が通算法人である場合には、令第148条第4項（通算法人に係る控除限度額の計算）に規定する非課税国外所得金額）又は令和2年旧令第155条の28第3項（連結控除限度額の計算）に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載します。
- 4 「納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額7」は、別表六（二の二）「7」の金額のうち、令第141条の2第1号又は令和2年旧令第155条の27の2第1号に掲げる国外源泉所得に係る部分の金額を記載します。